

第 6 回

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 「第 2 期 5 か年の取組（R4～R8）の目標設定 及び取組方針」

水防災意識社会再構築ビジョン

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、気象庁、群馬県

減災のための地域共通の取組（11取組29項目）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化		水防法	第1期	第2期
①	県・市町村は、水害ホットラインを構築する。	-	R3	R8
②	県・市町村は、水害対応タイムラインを作成する。	○	R3	R8
③	県は、ダム の異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。 市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。	-	新規	R8
取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進		水防法	第1期	第2期
①	県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。	○	R3	R8
②	県は、河川監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。	○	R3	R8
③	県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。	○	R3	R8
取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し		水防法	第1期	第2期
①	市町村は、洪水浸水想定区域について、避難情報の発令基準を定める。 県は、洪水に関する情報を提供し協力する。	○	R3	R8
②	市町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立退き避難とする計画を立案する。	-	R3	R8
③	県・市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。	○	R3	R8
④	市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。 県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。	○	R3	R8

減災のための地域共通の取組（11取組29項目）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援		水防法	第1期	第2期
①	市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。	○	R3	R8
②	県・市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。	○	R3	R8
③	市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。	○	R3	R8
④	市町村は、要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	○	新規	R8
取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し		水防法	第1期	第2期
①	市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。	○	R3	R8
②	市町村は、水災害にかかわる防災情報（まるごとまちごとハザードマップ）を整備する。	○	新規	R8
取組6 防災情報の理解促進		水防法	第1期	第2期
①	県・市町村は、小中学校等における防災教育を実施する。	○	R3	R8
②	県・市町村は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。	-	R3	R8
③	県・市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動（説明会等）を行う。	○	新規	R8

減災のための地域共通の取組（11取組29項目）

○水防に関する事項

取組7 実効的な水防活動体制の強化		水防法	第1期	第2期
①	市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。	-	毎年実施	毎年実施
②	県・市町村・水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。	-	毎年実施	毎年実施
③	県・市町村・水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。	-	毎年実施	毎年実施
④	県・市町村は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。	-	随時実施	随時実施
取組8 水防資機材の確保		水防法	第1期	第2期
①	県・市町村は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。	-	R3	R8

○排水に関する事項

取組9 排水への備え		水防法	第1期	第2期
①	県・市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。	○	R3	R8
②	市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。	○	R3	R8

○河川管理施設の整備に関する事項

取組10 河川整備の実施		水防法	第1期	第2期
①	県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。	-	R3	R8
②	県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。	-	随時実施	随時実施
取組11 危機管理型ハード対策		水防法	第1期	第2期
①	県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。	-	R3	完

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
35/35(市町村)	R3年度→R8年度

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

- ① 県・市町村は、水害ホットラインを構築する。

取組状況

水害ホットライン

- 市町村長の避難情報発令判断を支援するための情報提供として、河川管理者から、必要に応じて河川の状況・水位変化・今後の見通し等を市町村長へ直接電話等で伝える仕組みとして、H30年度に35市町村で水害ホットラインを構築。
- 水害ホットライン構築にあたり、土木事務所と市町村間で調整し、以下の6項目の取り決めを作成。
 - 伝達者及び受達者
 - 対象範囲
 - 連絡手段
 - ホットラインのタイミング
 - 伝達事項
 - 事前の情報共有内容

情報伝達例

- 氾濫危険水位到達時点で河川の情報、溢水・越水・破堤した時点で被災箇所・被災内容を伝達。
- 土砂災害警戒情報・大雨特別警報が発表された時点で現在の状況・今後の見通し等を伝達。



【第2期5か年の取組方針】

- 継続して運用する中で新たな課題が見られた場合は速やかに見直す。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・ホットライン案の作成、協議	・ホットライン構築	構築	・ホットライン運用	
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・ホットライン運用		

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
19/19→35(市町)	R3年度→R8年度

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

② 県・市町村は、水害対応タイムラインを作成する。

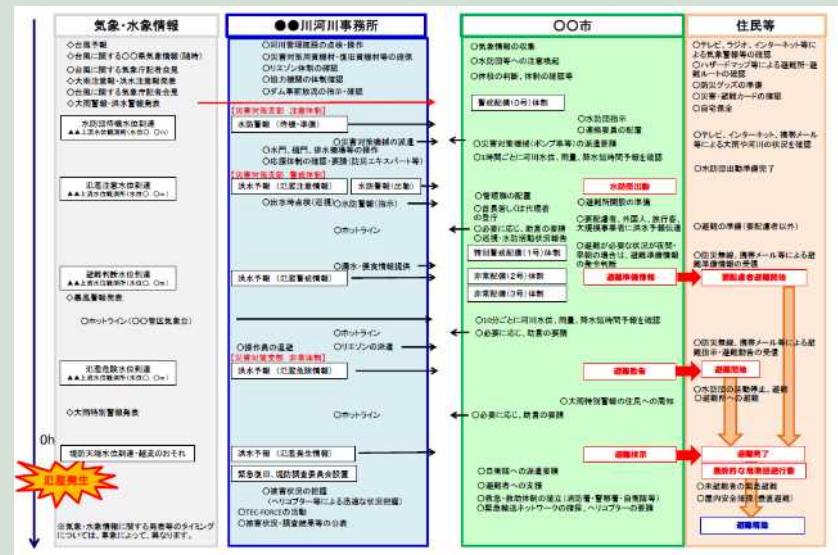
取組状況

水害対応タイムライン

- 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ・誰が・何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。
- どのような災害にも繰り返し発生する標準的な防災業務について事前にタイムラインを作成しておくことで業務の迅速化・円滑化を図るとともに、突発的な事象が発生した際にも判断権者や災害対策本部が集中して対応できるようにする。
- 県管理河川の洪水予報河川・水位周知河川の浸水が想定される18市町は、平成30年度に作成。

【第2期5か年の取組方針】

- 水害リスク想定マップやリアルタイム水害リスク情報システム等を活用し、R4年度出水期までに中小河川の浸水想定区域を対象とした水害対応タイムラインの作成を行う。
- 運用・訓練を通じて、新たな課題が見られた場合は速やかに見直す。



タイムライン例「タイムライン策定・活用指針(国土交通省)」

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期		・タイムライン案の作成	作成	・タイムラインの運用・訓練	・中小河川におけるタイムライン作成
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・中小河川におけるタイムライン作成		・タイムラインの運用・訓練		

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
0/5(市町村)	R8年度

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

- ③ 県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。

取組状況

ダム直下流浸水想定区域図

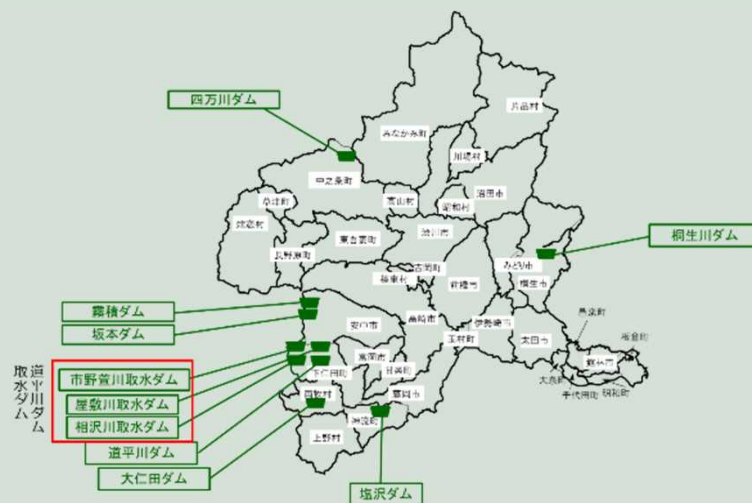
- ・ H31.3.29通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減災対策協議会」の運用について」より、ダム下流部における洪水浸水想定区域図の作成・公表、市町村等関係機関への情報共有を行うこととされた。
- ・ 県内全河川を対象に作成した「水害リスク想定マップ」では、異常洪水時防災操作を想定していないことから、ダム上流の局地的な豪雨を想定した洪水浸水想定区域図を作成する。
- ・ 対象市町村においては、洪水浸水想定区域図をもとにハザードマップの更新、水害対応タイムラインの作成を行う。

<対象市町村>

中之条町・下仁田町・南牧村・神流町・桐生市

【第2期5か年の取組方針】

- ・ 解析結果を踏まえ、ダム下流部の洪水浸水想定区域図の作成を行う。
作成にあたっては対象市町村への意見照会を行う。
- ・ 対象市町村は、ダム下流部の洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップの更新、水害タイムラインの作成を行う。



群馬県管理ダム位置図

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期					・浸水想定区域図の作成
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・ハザードマップの更新 ・タイムライン作成			・ハザードマップ、タイムラインの運用	

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

① 県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。

取組状況

Lアラート

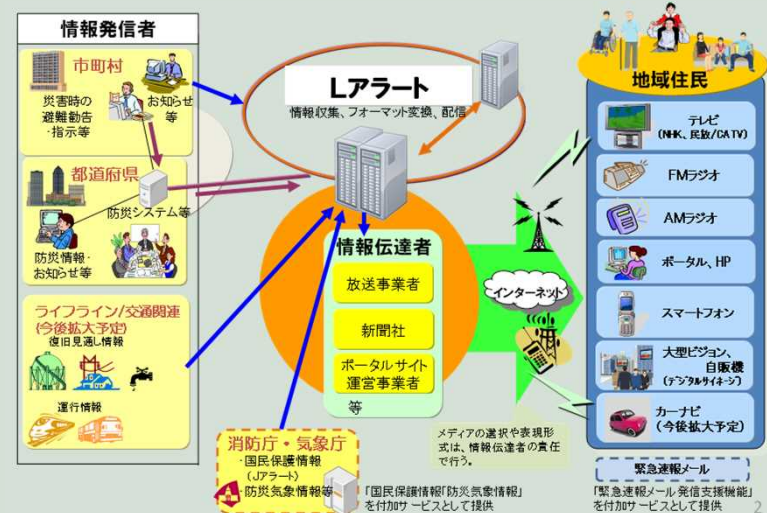
- 地方公共団体等の公的機関から地域住民（その地域の滞在者、通過車両等を含む）に向けて発信された安心安全に関わる情報および生活情報等を様々なメディアを通じて、迅速かつ正確に地域住民に伝えることを目的として構築。
- 情報発信及び受信は、標準化されたデータ形式を採用し、共通の接続インタフェースを提供することにより、情報内容の統一、入力の手軽化、利用者負担の軽減を図り、Lアラートへ1回送信するだけで、様々なメディアを通じて迅速に住民へ伝達する。

<実績>

令和元年東日本台風では、県内市町村等から1,168件の情報がLアラートで提供された。

【第2期5か年の取組方針】

- R3年度以降も継続して運用。



Lアラート概要図(総務省)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・整備・準備	完了	・Lアラート運用		
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・Lアラート運用				

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

② 県は、河川監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。

取組状況

河川監視カメラ

- カメラ画像により視覚的な情報を提供することで、住民が危機意識を持ち、迅速な避難行動を促す。
- YouTube配信による動画配信可能な河川監視カメラ16基を設置し、R3.7.7～10.30で一般公開した。
- 地域部会の配置計画に基づく県全体計画により、R3年度に河川監視カメラを増設。

【第2期5か年の取組方針】

- 現在公開している河川監視カメラ（従来型・簡易型）の画像をリアルタイム水害リスク情報システムに集約して表示。
- R4～R6年度では必要に応じてカメラを増設。



従来型：群馬県水位雨量情報システム



簡易型：川の水位情報



従来型 + 簡易型：リアルタイム水害リスク情報システム

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・従来型河川監視カメラ 34基設置		・簡易型河川監視カメラ 55箇所設置	・簡易型河川監視カメラ 16箇所設置	・配置計画の策定 ・河川監視カメラの増設
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・河川監視カメラの増設			・保守管理	
→					

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

③ 県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。

取組状況

危機管理型水位計

- ・ 氾濫時に被害が大きくなると想定される洪水予報河川・水位周知河川には、水位計が設置されているが、県内428河川において水位情報が把握できない中小河川が多くあるため、危機管理型水位計の整備を行う。
- ・ 地域部会で必要箇所を整理し、R2年度中小河川に287基を設置。
- ・ 地域部会の配置計画に基づく県全体計画により、R3年度に水位計を増設。



前橋市神沢川



伊勢崎市荊川

【第2期 5か年の取組方針】

- ・ 現在公開している水位計（従来型・危機管理型）の観測値をリアルタイム水害リスク情報システムに集約して表示。
- ・ R4～R6年度では必要に応じて水位計を増設。



従来型 + 危機管理型：リアルタイム水害リスク情報システム

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・設置箇所検討	・危機管理型水位計 127基設置	・危機管理型水位計 84基設置	・危機管理型水位計 76基設置	・配置計画の策定 ・水位計の増設
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		・水位計の増設		・保守管理	

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況 ※R4.1末時点	目標年度
14/19→35(市町)	R3年度→R8年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

- ① 市町村は、洪水浸水想定区域について、避難情報の発令基準を定める。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。

取組状況

避難情報の発令基準

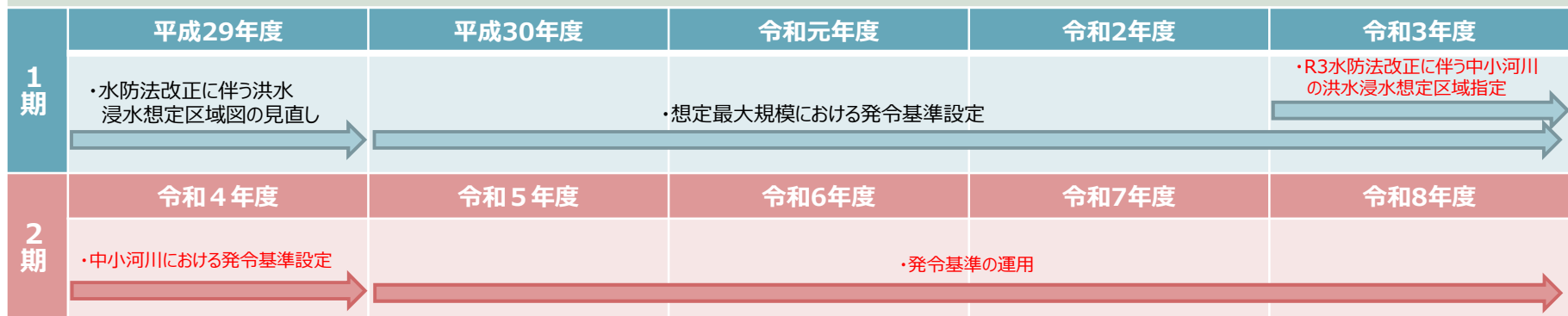
- ・ H27水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川の洪水浸水想定区域図を見直した。
- ・ 見直しにより新たに浸水のおそれがあるとされた区域について、避難情報発令基準を定める。

【第2期5か年の取組方針】

- ・ 県は、R3水防法改正に伴い、中小河川の浸水想定区域指定を行い、洪水浸水想定区域図を公表する。
- ・ 見直しにより新たに浸水のおそれがあるとされる区域について、リアルタイム水害リスク情報システム等を活用し、避難情報発令基準を定める。

基準水位観測所	上久方基準水位観測所
避難準備・高齢者等避難開始	観測所の水位が4.2m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難勧告	観測所の水位が4.58m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき 氾濫危険情報が発表されたとき
避難指示(緊急)	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

桐生市地域防災計画例



取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況 ※R4.1末時点	目標年度
16/18 (市町)	R3年度→R8年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

- ② 市町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立退き避難とする計画を立案する。

取組状況

家屋倒壊等氾濫想定区域

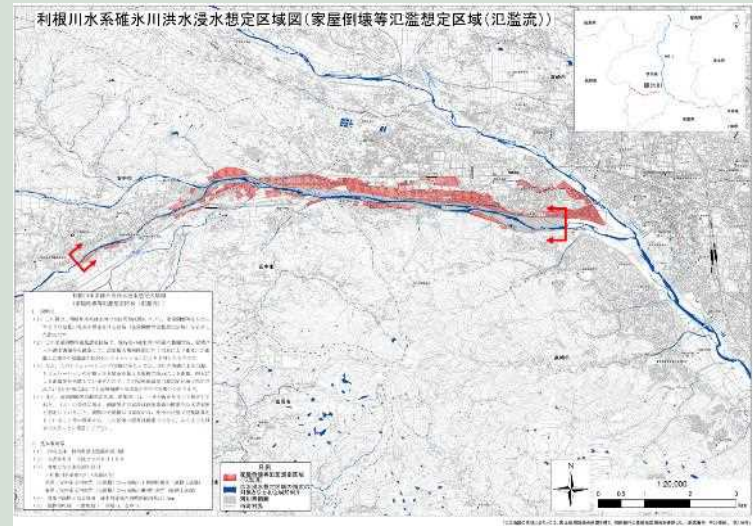
- ・ H27水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域図の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川について洪水浸水想定区域図を見直した。
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域とは、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域であるため、原則的に立退き避難とする計画を立案する。
- ・ R2年度に群馬県地域防災計画へ家屋倒壊等氾濫想定区域は原則的に立退き避難とする内容を追記した。

<対象市町>

前橋市、渋川市、吉岡町、伊勢崎市、玉村町、高崎市、藤岡市、富岡市、下仁田町、安中市、沼田市、みなかみ町、太田市、桐生市、館林市、板倉町、明和町、大泉町

【第2期5か年の取組方針】

- ・ 計画を運用し、ハザードマップ等で周知する。



碓氷川家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
※着色箇所が家屋倒壊等氾濫想定区域

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の見直し				
	→ 計画立案				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	→ 計画運用				

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

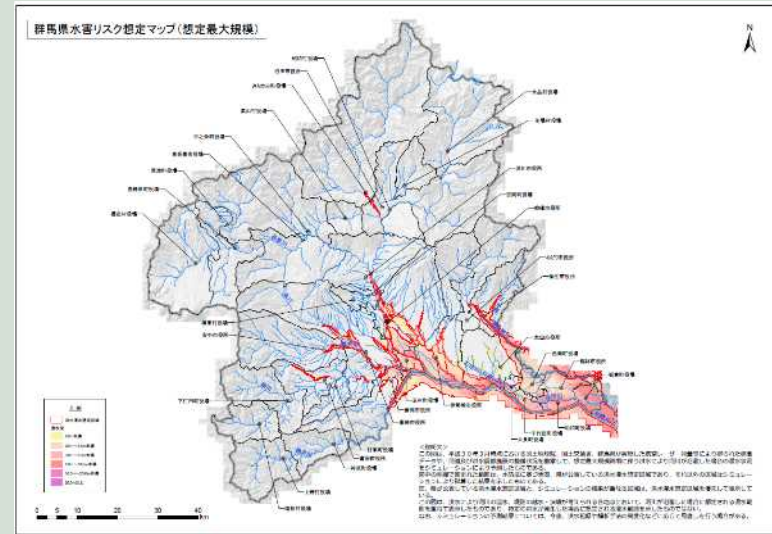
③ 県・市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。

取組状況

- 県は、洪水予報河川・水位周知河川の洪水浸水想定区域図を作成するとともに、中小河川についても水害リスク想定マップを作成し、市町村に情報提供。
- 市町村は、既往の浸水実績や水害リスク想定マップ等を基に水害ハザードマップを作成し、住民が安全に避難できる経路の周知を図る。
- 避難路となる県道・市町村道等における危険箇所を把握する。

【第2期 5か年の取組方針】

- 定期的に危険箇所を把握し、新たに確認された危険箇所の情報更新を行う。



群馬県水害リスク想定マップ

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・危険箇所の把握、情報更新		
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・危険箇所の把握、情報更新		

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況

目標年度

継続実施

R3年度→R8年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

- ④ 市町村は、浸水想定区域内について避難経路の点検を行う。県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。

取組状況

避難経路の点検

- 住民の避難行動に資する情報として、洪水浸水想定区域内等について、市町村・県の道路パトロールの機会等を活用して点検を行う。
- 県は、点検により把握した県道の危険箇所情報を市町村に提供する。

【第2期5か年の取組方針】

- 定期的に点検を実施する。



太田市ハザードマップに示された過去の浸水実績
赤着色部が浸水範囲

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・避難経路の点検		
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・避難経路の点検		
→					

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
1,663/1,663 → ●(施設)	R3年度→R8年度

取組4 要配慮者利用施設等の支援

- ① 市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。

取組状況

要配慮者利用施設の地域防災計画への指定

- 水防法第15条第1項より「浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものについては市町村防災計画への名称、所在地の記載をする」こととなっている（要配慮者利用施設の指定）
- H27水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川の洪水浸水想定区域図が見直された。
- それに基づき、水害リスクがあり、避難確保を図る必要がある要配慮者利用施設について、市町村地域防災計画へ指定。



【第2期 5か年の取組方針】

- 県は、R3水防法改正に伴う中小河川の浸水想定区域指定を行い、洪水浸水想定区域図を公表する。
- 市町村は、中小河川の浸水想定区域内において避難確保を図る必要がある施設について、地域防災計画に指定する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	<ul style="list-style-type: none"> H27水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画への指定 		<ul style="list-style-type: none"> R3水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域指定
2期	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川浸想内施設の地域防災計画への指定 		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の指定見直し 		

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況 ※R4.1末時点	目標年度
1,499/1,663→●(施設)	R3年度→R8年度

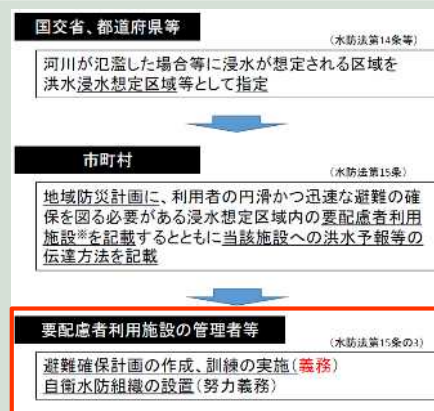
取組4 要配慮者利用施設等の支援

- ② 県・市町村は要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。

取組状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成

- 水防法第15条第3項により「要配慮者利用施設に位置づけられた施設については当該利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画を策定し、訓練を実施する」ことが義務とされている。
(避難確保計画の作成・訓練の実施)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に向け、モデル施設における計画作成の支援を令和元年度に7市町（前橋市・渋川市・富岡市・上野村・明和町・千代田町・大泉町）、令和2年度に2市町（桐生市・板倉町）で実施。



渋川市のモデル事例

【第2期 5か年の取組方針】

- 取組4-①で新たに地域防災計画に位置づけた施設について、リアルタイム水害リスク情報システム等を活用し、避難確保計画の作成を促す。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	<ul style="list-style-type: none"> H27水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施設の避難確保計画作成支援 		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2期	<ul style="list-style-type: none"> 新たに地域防災計画に位置づけた施設の避難確保計画作成 			<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の見直し 	

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組4 要配慮者利用施設等の支援

- ③ 市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。

取組状況

避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発

- H25災害対策基本法の見直し(第49条第10項)により、「市町村は居住する要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため名簿を作成する」とされている。(要配慮者支援名簿の作成)
- 市町村は、名簿登録の周知やそれに基づく避難行動要支援者に対する支援を行う。

【第2期5か年の取組方針】

- 市町村は、名簿登録の周知やそれに基づく避難行動要支援者に対する支援を行う。

<構成と主な内容>

第1部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、相目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握
関係部署等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成
要介護区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。
(原則から求められ、自ら名簿への掲載を求めることができる)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
市町村担当部署が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
情報整理を図るよう必要な情報を提供する。当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対して提供する。避難対応の場での情報の提供。必要以上に強要しない。研修会の開催等。

H25災害対策基本法見直し

知っていますか？
避難行動要支援者制度

□避難行動要支援者制度とは？
災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を事前に登録しておく。自らの災害対応や、もしものときの助け合いにつなげることを目的とした制度です。地域における共助を基本とした要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

□制度に登録できる方
①介護保険制度に基づく要介護認定が、3、4、5の方
②身体障害者手帳を有する方の方のうち、障害の程度が1級、2級の方
③障害者手帳を有する方の方のうち、障害の程度がAの方
④精神障害者保健福祉手帳を有する方の方のうち、障害の程度が1級の方
⑤上記①～④に該当しない方で、市が避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要を認められた方
※介護保険制度に入居している方や、市別のご家庭等により市に避難支援が受けられる方は、別途登録の対象外となります。

□登録申請の方法
①下記窓口に登録申請書を出してください。(登録申請書の配布も行っていきます。)
・防災危機管理課 (市役所3階)
・高齢包括ケア課 (市役所2階)
・介護福祉課 (市役所5階)
・社会福祉課 (市役所1階)
・健康予防課 (保健所1階)
・障害福祉課 (保健所1階)
・生活支援センター

②下記宛先に郵送またはFAX送信してください。
【届出先】〒277-0860 千葉県市川市二丁目12番1号
市川市役所 総務部 防災危機管理課
【FAX】027-221-2813
※登録申請書は、本ホームページからダウンロードできます。

前橋市の例

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・市町村による避難行動要支援者の指定 ・避難行動要支援者への支援		
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・市町村による避難行動要支援者の指定 ・避難行動要支援者への支援		
→					

取組の実施状況・方針（案）

達成状況	目標年度
継続実施	R8年度

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援

④ 県・市町村は、要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

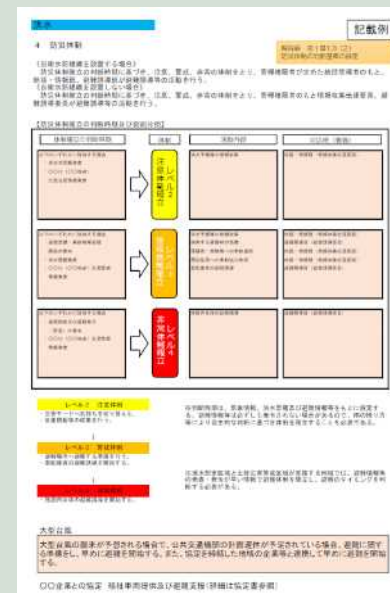
取組状況

要配慮者利用施設への避難についての支援

- H31.3.29通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減災対策協議会」の運用について」より、要配慮者利用施設等における避難確保計画等の作成・訓練に対する支援として、施設職員だけで対応するのが困難な場合の地域の支援体制について検討・調整することとされている。

【第2期 5か年の取組方針】

- 「ぐんま地域防災アドバイザー」等を活用し、避難確保計画作成や訓練の実施を進め、施設職員だけで対応するのが困難な施設を把握、各地域の支援体制を検討・調整する。



避難確保計画記載例
(国土交通省)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期					<ul style="list-style-type: none"> 支援対象施設の把握 地域支援体制の検討・調整
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象施設の把握 地域支援体制の検討・調整 			<ul style="list-style-type: none"> 地域支援体制の運用 	

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
21/21→35(市町村)	R3年度→R8年度

取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

- ① 市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。

取組状況

水害ハザードマップの見直し

- 県は、H27水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域図の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川について洪水浸水想定区域を見直した。
- 市町村は、見直しされた洪水浸水想定区域図を基に直轄河川を含む21市町のハザードマップを見直した。

【第2期5か年の取組方針】

- 県は、R3水防法改正に伴う中小河川の浸水想定区域指定を行い、洪水浸水想定区域図を公表する。
- 市町村は、中小河川の浸水想定区域を含むハザードマップを作成する。



水害リスク想定マップ
H28公表「水害リスク想定マップ」では、中小河川を含めた県管理河川の浸水想定区域も示している。赤枠内が洪水予報河川・水位周知河川の浸水想定区域。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図見直し		・ハザードマップの見直し		・中小河川を含むハザードマップの作成
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・中小河川を含むハザードマップ作成			・ハザードマップの運用	

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R8年度

取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

② 市町村は、水災害に関わる防災情報（まるごとまちごとハザードマップ）を整備する。

取組状況

まるごとまちごとハザードマップ

- H31.3.29通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減災対策協議会」の運用について」より、生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示について、取組状況の共有及び取組の推進について検討・調整することとされている。
- 市町村の意向を踏まえ、必要な箇所の整備を進める。
- R3年度交付金事業の避難場所標識設置をまるまち事業として整備した。

【第2期5か年の取組方針】

- 市町村の意向を踏まえ、対象地区の整備計画を作成し、次年度の予算要望を実施する。



まるごとまちごとハザードマップ事例
(国土交通省)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期					<ul style="list-style-type: none"> ・先行実施箇所での整備 ・対象地区の整備計画作成
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画に基づく整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望地区への展開 			

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組6 防災情報の理解促進

① 県・市町村は、小中学校における防災教育を実施する。

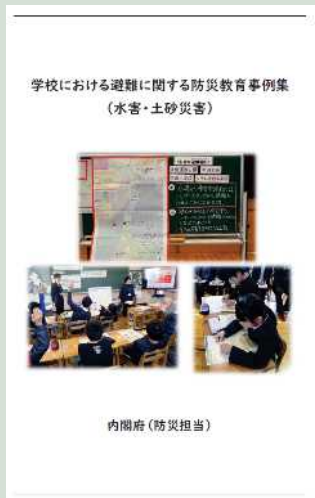
取組状況

防災教育

・「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」での報告を踏まえ、学校における防災教育・避難訓練を推進する。

【第2期5か年の取組方針】

- 各部会で防災教育モデル校を選出し、R3又はR4年度に河川課が主体となってモデル校による防災教育を試行する。
- R4年度以降は、他の小中学校へ展開する。



テーマ	主な学習活動	指導上の留意点	時間
マイ・タイムラインをつくる(3時間)	<ul style="list-style-type: none"> 水害から命を守るための方法を考える。 川の水が氾濫するまでの過程を知る。 ハザードマップについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の仕組みについて理解させ、避難の必要性を実感させる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 水害から命を守るための方法を探究する。 逃げキッド[®]を使って事前の備えについて考える。 警戒レベル^②について知り、避難準備行動について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 川が氾濫する前の安全な時期に避難することが最良の考え方であることに気付かせ、事前の避難準備の大切さを意識させる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインをつくる。 マイ・タイムラインを作成する。 回上訓練をする。 	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインを作成する際にはどの情報をもとに考え方を意識させる。 	1

4.3.6 関連する教科書等とのつながり

社会科	【第5学年】 国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生位置や時期) 【第6学年】 自然災害からの復旧・復興
理科	【第5学年】 天気の変化・流れる水の働き 【第6学年】 土地のつくりと変化

学校における避難に関する防災教育事例(内閣府)

1期	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			・事例収集		・モデル校防災教育試行
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・モデル校防災教育試行	・他の小中学校へ展開			

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組6 防災情報の理解促進

② 県・市町村は、住民等への防災知識の普及活動(防災訓練、防災講習会)を行う。

取組状況

総合防災訓練

- 毎年県、市町村で共同して防災関係機関の技術向上と連携強化、県民の方々の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施。
- R元年度は富岡市との共催により、102機関・団体、約6,200人が参加・観覧。



R1.9総合防災訓練(富岡市)

防災講習会

- 自主防災組織の活性化のために活躍できる人材として、県が認定する「ぐんま地域防災アドバイザー」の拡充及び育成を図るため、「防災士」を養成する「ぐんま地域防災アドバイザー講座」を年2回程度開催。
- 当講座を受講して防災士を取得した者は、県・市町村で共有する「ぐんま地域防災アドバイザー」として登録され、災害時のみならず、平時にも防災活動の中心として活躍できる人材としての活躍が期待される。
- R2年度末時点で615人が登録されている。



R2防災士養成講座

【第2期 5か年の取組方針】

- R3年度群馬県総合防災訓練は新型コロナウイルスの影響により、翌年へ順延し、引き続き、安中市で実施予定。
- 「ぐんま地域防災アドバイザー講座」を引き続き実施し、地域の自主防災のリーダーを補佐する人材を育成する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(渋川市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(藤岡市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(富岡市) 養成講座(1回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座(1回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座(2回開催)
	→	→	→	→	→
2期	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 総合防災訓練(安中市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 総合防災訓練(みどり市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 総合防災訓練(未定) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 総合防災訓練(未定) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 総合防災訓練(未定) 養成講座(2回開催)
	→	→	→	→	→

取組の実施状況・方針（案）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況 ※R4.1末時点	目標年度
79/1,453 (地区)	R8年度

取組6 防災情報の理解促進

- ③ 県・市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(講習会等)を行う。

全体スケジュール

マイ・タイムライン作成支援

- 避難情報等をもとに、住民が逃げ遅れることなく安全かつ迅速に避難行動をとれるようにすることを目的に、R2年度よりマイ・タイムライン普及促進の取組に着手。
- 県・市町村で連携し、水害リスクのある地区に対し普及活動(講習会等)を実施。
- 住民自らがマイ・タイムラインを作成できるよう県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」にマイ・タイムライン作成動画を公開。

【第2期 5か年の取組方針】

- 水害リスクのある全ての市町村において、R7年度までに県職員が講師となるモデル地区講習会を開催するなどして、作成支援体制を構築する。
- 作成支援体制が構築された市町村は、R11年度までに水害リスクのある全ての地区においてマイ・タイムライン作成支援を完了する。



マイ・タイムライン作成イメージ



マイ・タイムライン講習会(太田市)



マイ・タイムライン作成動画

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期				・水害リスクのある全ての市町村で作成支援体制構築 ・水害リスクのある全ての地区への作成支援	
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・水害リスクのある全ての市町村で作成支援体制				・水害リスクのある全ての地区への作成支援

取組の実施状況・方針（案）

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	毎年実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ① 市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。

取組状況

水防団の機動的な対応の位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検

- 各市町村の水防計画に水防警報発表基準・水防団の出動体制等を定め、水防活動にあたる。
- 必要に応じ、連絡体制や対応事項の確認により水防計画の見直しを行う。

【第2期5か年の取組方針】

- 市町村は、水防計画等（地域防災計画内の計画を含む）策定する。
- 必要に応じ、水防計画等の確認・点検を行う。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	1 気象予・警報等あるいは、河川状況により、特に必要と認めるとき。 2 水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。 (知事のみ)
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防団出動体制例(伊勢崎市地域防災計画)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・水防計画等の確認・点検		
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・水防計画等の確認・点検		
→					

取組の実施状況・方針（案）

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	毎年実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ② 県・市町村・水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。

取組状況

水防訓練

- 各市町村において、水災時の初動対応の重要性の再確認および地域防災力の向上を目指して、毎年水防訓練を実施する。

伝達訓練

- 出水期前に毎年1回、国・県・市町村・水防団等関係機関で伝達訓練を実施している。この訓練は河川・ダムを対象に水防警報・洪水予報・ダム放流通知等を迅速かつ的確に伝達し、洪水時の防災体制を万全を期すために行っている。

【第2期 5か年の取組方針】

- 水防訓練・伝達訓練は、継続的に実施する。
- 土木事務所で行われる机上訓練は、関係市町村を含めて実施する。



前橋市第4方面団合同水防訓練状況
令和2年7月26日(日)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・水防訓練・伝達訓練の実施		・水防訓練・伝達訓練・机上演習の実施
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・地域防災計画・水防計画等への記載 ・水防訓練・伝達訓練・机上訓練の実施				
→					

取組の実施状況・方針（案）

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
12/12(土木)	毎年実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ③ 県・市町村・水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。

取組状況

重要水防箇所合同点検

- 群馬県の県管理河川における重要水防箇所について、出水期前をめどに年1回点検を行う。
- 河川管理者・市町村・水防団・自治会長等が合同で堤防・護岸等の状況を点検し、量水標及び説明看板を確認をすることで、住民が主体的に避難行動をとれるよう自治会長等に情報共有する。

【第2期5か年の取組方針】

- 継続して重要水防箇所合同点検を行う。

様式-2 重要水防箇所の点検結果・対応予定表

重要水防箇所 番号/河川名	点検日時				点検結果(異常等)	対応予定・対応時期	
	年	月	日	時			
桐5	桐生川	R2	5	28	10	0 異常なし	—
桐4	桐生川	R2	5	28	10	30 異常なし	—
桐3	桐生川	R2	5	28	10	45 堤防の一部損傷	管内一円にて対応予定(7月)
桐2	桐生川	R2	5	28	11	0 異常なし	—
桐1	桐生川	R2	5	28	11	30 異常なし	—

担当者等
 桐生土木事務所(企画調査係 内藤、施設管理係 藤谷・佐藤、連絡TEL 0277-63-2121)
 桐生市土木課 小根係長・奈良技師 連絡TEL 0277-46-1111
 (防災・危機管理課 林 主事 連絡TEL 0277-46-1111)
 桐生市消防本部(警防課 吉田係長・森下主任・橋本主任 連絡TEL 0277-47-1704)
 (桐生消防署東分署 河川係長・津井士長・神山消防士 連絡TEL 0277-46-2399)
 T4区(桐生地区)長 高木・幹夫

重要水防箇所「土木事務所別箇所一覧」に掲載されている箇所番号を記入して下さい
 ・点検の状況及び点検箇所に関する異常等があった場合には、様式別にて状況管理願います。



点検結果例(桐生土木事務所)

1期	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			・重要水防箇所合同点検(年1回)		
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・重要水防箇所合同点検(年1回)		

取組の実施状況・方針（案）

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	随時実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ④ 県・市町村は、水防団(消防団)員の確保のための取組を進める。

取組状況

水防団(消防団)員確保のための取組の実施。

- 県内には、35消防団11,133人の消防団(水防団)員がいる。(R3.4.1時点)
- 県、市町村は、事業主に向けた水防団加入促進や女性水防団員確保のための「女性消防団員確保研修」等の取組を行い、水防団員確保に努める。

【第2期5か年の取組方針】

- 継続して水防団(消防団)員確保のための取組を行う。



女性消防団員確保研修

入札参加資格審査加点制度(建設、物品・役務業者)
 消防団協力事業所表示制度
 学生消防加速動員証制度
 若狭消防協会会長(知事)表彰

事業主への各種取組

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			<ul style="list-style-type: none"> 事業主に向けた取組 女性消防団員確保研修等 		
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			<ul style="list-style-type: none"> 事業主に向けた取組 女性消防団員確保研修等 		

取組の実施状況・方針（案）

○水防に関する事項

達成状況 ※R4.1末時点	目標年度
21/35(市町村)	R3年度→R8年度

取組8 水防資機材の確保

- ① 県・市町村は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

取組状況

水防資機材の点検、確保

- 水防資機材については群馬県水防計画に位置づけ、毎年点検を行い、不足する資機材があれば速やかに補充する。

【第2期5か年の取組方針】

- 水防資機材として配備すべきもののリストや数量が十分か、既往の災害事例等をもとに確認し、必要なものは随時追加配備する。
- 堤防決壊等の迅速な応急対応を図る観点から、平時からヤードの確保や築堤材となる土砂備蓄を進める。



水防倉庫・水防資機材(館林土木)



水防資機材(館林地区消防)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・資機材の使用状況による備蓄・配備		・ヤード検討・確保
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・ヤードの確保・土砂の備蓄 ・資機材の使用状況による備蓄・配備		

取組の実施状況・方針（案）

○排水に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組9 排水への備え

- ① 県・市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。

取組状況

関係機関との情報共有

- 排水ポンプ車を所有する機関へ県管理河川の洪水浸水想定区域や浸水継続時間等の情報を共有する。

【第2期 5か年の取組方針】

- 県は、水害リスク想定マップを活用し、中小河川を含めた浸水エリアや浸水継続時間・排水ポンプ車を所有する機関・運用体制等の情報を共有する。
- 市町村は、排水ポンプ車を所有する機関への支援要請を想定し、車体や釜場の設置箇所、位置等の選定を行う。



群馬県排水ポンプ車



井野川浸水想定区域図・浸水継続時間

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期			・関係機関との情報共有		
	→				
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	→				

取組の実施状況・方針（案）

○排水に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	R3年度→R8年度

取組9 排水への備え

② 市町村は、排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。

取組状況

連絡体制の整備

- 内水被害等の最小化を図るため、関係機関が所有する排水ポンプ車等の支援要請、出動を円滑に行えるよう、市町村において連絡体制の整備を行う。
- 県は、R2年度までに計5台の排水ポンプ車を配備したことから、これを活用し、被害の最小化を図る。



排水ポンプ車出動状況

【第2期5か年の取組方針】

- 排水ポンプ車の訓練を実施し、速やかな運用体制の確立を図る。
- 排水ポンプ車要請時の連絡体制の確立を図る。



群馬県排水ポンプ車配備状況

1期	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			・運営要領等の策定		・排水ポンプ車を活用した訓練等の実施
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・排水ポンプ車を活用した訓練等の実施、排水ポンプ車運用		

取組の実施状況・方針（案）

○河川管理施設の整備に関する事項

達成状況 ※R3.3末時点	目標年度
41.6/43.9→ 62.7(km)	R3年度→ R8年度

取組10 河川整備の実施

- ① 県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。

取組状況

洪水を安全に流下させる対策

- 県は、県内の利根川水系を10圏域に分割した河川整備計画を策定している。
- 近年の気象災害の頻発化・激甚化も踏まえ、令和元年東日本台風で溢れた河川や甚大な被害が想定される地域の河川改修を重点的に進めている。

【第2期5か年の取組方針】

- 「ぐんま・県土整備プラン2020」に基づき、計画的に洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。
- 河川整備の進捗、社会情勢の変化、災害の発生状況等に応じて河川整備計画の見直しを行う。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期	・河川整備延長 30.7km	・河川整備延長 34.7km	・河川整備延長 39.4km	・河川整備延長 41.6km	・河川整備延長 43.9km
2期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			・河川整備延長 62.7km		

取組の実施状況・方針（案）

○河川管理施設の整備に関する事項

達成状況	目標年度
継続実施	随時実施

取組10 河川整備の実施

② 県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。

取組状況

水防活動に使用する土砂等の確保・管理

- H313.29通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減災対策協議会」の運用について」より、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定について共有することとされている。
- 県は、広瀬川の防災ステーションや各土木事務所の水防倉庫、排水ポンプ車等の防災施設の整備を行っており、その整備の実施状況や今後の予定について情報共有する。



排水ポンプ車の購入
R1年度1台、R2年度4台



H8年度 広瀬川防災ステーション整備
土砂V=7,000m³、碎石・栗石V=60m³
根固めブロック120個、植栽1式

【第2期 5か年の取組方針】

- 地域部会等を活用して、県・市町村の防災施設の整備状況や今後の予定を共有し、災害対応にかかる体制の強化を効率的・効果的に図る。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期					・防災施設の整備状況や今後の予定の共有
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2期	・防災施設の整備状況や今後の予定の共有				

取組の実施状況・方針（案）

○河川管理施設の整備に関する事項

達成状況	目標年度
130/130(km)【完】	R3年度

取組11 危機管理型ハード対策の実施

- ① 県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装(水位周知区間の未舗装箇所)を実施する。

取組状況

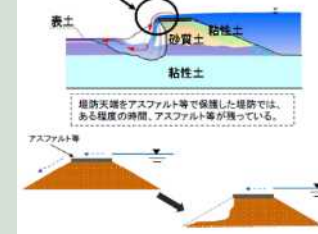
堤防天端舗装

- 平成27年9月の関東・東北豪雨の鬼怒川の堤防決壊等を受けて、住民避難のための時間を少しでも長く確保する施策として、堤防の天端舗装など、堤防決壊までの時間を遅らせる、粘り強い構造の堤防を整備。
- 堤防区間の内、水位周知河川の未舗装区間の他、人家連担区間の堤防天端舗装を実施。
- 令和3年度の出水期までに水位周知河川の未舗装区間及び人家連担区間のうち、堤防決壊の恐れがない区間などの整備が完了。



防災のためのインフラの整備

- 堤防天端をアスファルト等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



粘り強い堤防構造イメージ図



堤防天端舗装状況(烏川)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1期					
	・堤防天端舗装130km整備				令和3年度出水期までに完了